

国公労連(組織)連絡第123号

国公労連 地方連絡 第 64号

2006年3月2日

各単組書記長・組織部長 殿

各県・ブロック国公事務局長 殿

日本国家公務員労働組合連合会

書記長 小田川 義 和

組織部長 香 月 直 之

「憲法遵守職場宣言」運動及び国民投票法案の国会提出に 反対する職場決議の取り組みについて

連日のご奮闘大変ご苦労様です。

自民党は、昨年11月の結党50年の大会で自民党新憲法草案を決定しました。前文と9条2項を変え海外での戦争を可能にする、国民の権利及び自由の行使は「公益及び公の秩序」により規制する、国民に国や社会を支え守る責務を課すなど憲法を国民をしばるものに変質させる、構造改革をスピーディに進められるよう首相の権限強化、政教分離の緩和、受益者負担をうたう、地方自治の変質、改憲条件の緩和などが盛り込まれ、現憲法の基本を破壊し、戦争する国家体制づくりと新自由主義に基づく構造改革を進めるものとなっています。

民主党も昨年10月末に憲法提言を出しましたが、「制限された自衛権」との表現で、海外での戦争に道を開くものとなっています。前原代表は、根っからの改憲論者であるとともに、アメリカの講演で、シーレーン防衛と集団的自衛権が行使できるように憲法を変えるべきだと、自民党以上に踏み込んだ発言を行っています。9月の代表選に向けて安全保障政策をまとめるとしており、自民党と改憲を競い合う危険な動きが強まる可能性があります。

また、国民投票法案の国会提出が自公民3党で本格的に検討されているもとの、国民投票法案に反対するたたかいが重要な局面を迎えようとしています。

ところで、憲法と密接にかかわる「仕事」をおこなう公務労働者にとって、憲法「改悪」は働き方の転換が強制される課題でもあります。すでに有事法制の成立や「構造改革」のもとで、国民の期待を裏切る「仕事」が強いられている現状は、改憲後の行政を先取りする事態といえなくもありません。

このような憲法「改悪」が急迫した状況から、憲法を守り行政に活かす運動は、今日の状況に見合った積極的な運動課題であり、全職場で憲法遵守を宣言する取り組みをすすめ、昨年までの取り組みの到達点を大きく上回ることが重要です。同時に、国民投票法案の国会提出に反対する取り組みを強化することが重要です。

つきましては、標記について下記のとおり取り組むよう要請します。

記

一 「憲法遵守職場宣言」運動について

1 取り組みのすすめ方

- (1) 全ての職場で、今日の憲法をめぐる情勢の確認や、憲法を職場に活かす取り組みの重要性について意思統一を行い、進めている「9条改憲反対署名」の完遂を改めて確認し、憲法遵守宣言の内容の討議を深めます。

- (2) 前年に「宣言」を採択した職場も含めて、行政と職場に憲法を生かす立場から、改めてすべての職場で「憲法遵守職場宣言決議」を組合員の総意で採択し、内外に意思を表明します。
- (3) 採択した職場は、「憲法遵守職場宣言」を職場の掲示板や休憩室などに工夫して常時掲示します。

2 取り組みの方法等

- (1) 期 間 4月10日(月)から28日(金)の期間に集中して取り組むことを基本とします。
- (2) 内 容 別紙の「憲法遵守職場宣言決議」を各職場組合員総意で採択します。
- (3) 集 約 採択した「憲法遵守職場宣言決議」は、5月19日(金)までに各単組本部に集約します。

集約した「憲法遵守職場宣言決議」は、5月26日(金)に行われる中央行動において要請決議として政府に提出します。

二 国民投票法案の国会提出に反対する職場決議の取り組みについて

憲法改悪反対共同センターと全労連は、国民投票法案に反対する当面の取り組みとして、2月から4月を「署名宣伝強化期間」に設定しています。その取り組みの一環として、国民投票法案の国会提出に反対する職場決議の取り組みを提起しています。この提起を受けとめ、以下のとおり取り組むよう要請します。

1 取り組みの方法等

- (1) 「職場決議」は、各職場単位で議論し採択の上、自公民の各党首及び衆議院憲法調査特別委員長宛に送付します(案文は別紙)。
- (2) この取り組みは、3月末を目処に取り組み、以下のように取り扱ってください。
 - ・ 職場決議は、各級機関で集約の上、各送付先に直接郵便で送付してください。
 - ・ 各単組本部は、3月末時点での送付先ごとの送付数を国公労連本部(組織部)まで報告してください。
- (3) 送付先
 - ◆ 自由民主党 総裁 小泉 純一郎 〒100-8910 千代田区永田町1-11-23
 - ◆ 民主党 代表 前原 誠司 〒100-0014 千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル
 - ◆ 公明党 代表 神崎 武法 〒160-0012 新宿区南元町17
 - ◆ 衆議院憲法調査特別委員会 委員長 中山 太郎
〒100-8981 千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館516号室

三 宣伝行動の強化について

毎月9の日を全国統一宣伝行動とし、署名集約とあわせたとりくみを全県国公で組織していきます。そのためのグッズとして、憲法リーフ(3月10日発送)、ゴム風船(発送済)、宣伝演説用スポット(本文書に添付)を国公として作成しました。リーフ・署名用紙等が不足する場合は国公労連本部にご連絡ください。

以 上